

2020年12月28日

学生各位

歯学部長
学生部長

【新型コロナウイルス感染症対策】同居者が濃厚接触者となった場合の学生の登校の目安について

今後感染者の増加に伴い、本人だけではなく、同居者が感染者等となることも想定されるので、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第4）

（<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>）」を参考とし、以下のような目安を定めます。

- 1 学生の同居者が PCR 検査で陽性となった場合
⇒同居者が PCR 検査で陽性であり、自身が濃厚接触者として PCR 検査を受けて陰性で発症しなかった場合の登校は、感染した同居者の在宅療養解除日からさらに 14 日後とする。

- 2 学生の同居者が濃厚接触者と判断された場合
⇒同居者が濃厚接触者と認定された場合の登校は、同居者の PCR 検査の結果が出てから判断し、陰性であれば登校を可とする。

- 3 学生の同居者が、「検査を受けていない風邪様症状のある者」である場合
⇒同居者が発熱後に少なくとも 8 日間が経過し、解熱後 72 時間が経過し、発熱以外の症状が改善している場合で、本人が同期間一貫して症状がない場合は登校・職場復帰を可とする。
⇒8 日間に達する前に同居者が自費で PCR 検査を受け、陰性の場合、同居者の解熱後 72 時間が経過し、発熱以外の症状も改善している場合は登校・職場復帰を可とする。

必ず上記内容を確認の上、引き続き感染防止の意識を高く持つようお願いします。